

湯浅町斎場建替事業

優先交渉権者決定基準

令和6年1月

湯 浅 町

## 目次

1	審査の概要	1
1. 1	優先交渉権者決定基準の位置付け	1
1. 2	審査方法	1
1. 3	プロポーザル審査委員会の設置	1
1. 4	審査全体の流れ	1
2	第一次審査の内容と方法【参加資格審査】	2
3	第二次審査の内容と方法【技術提案書審査】	2
3. 1	第二次審査の内容	2
3. 1. 1	基本的事項の確認	2
3. 1. 2	見積価格の確認	3
3. 2	提案内容の位置付け	3
3. 2. 1	評価項目に基づく審査の取扱い	3
3. 2. 2	審査委員会の意見の取扱い	3
3. 3	技術提案書及び見積書の審査	3
3. 3. 1	審査の基本方針	3
3. 3. 2	評価点の算定	3
3. 3. 3	評価基準等	4
4	優先交渉権者の決定	6
5	次点優先交渉権者候補者について	6

## 1 審査の概要

### 1. 1 優先交渉権者決定基準の位置付け

優先交渉権者決定基準は、湯浅町（以下、「町」という。）が湯浅町斎場建替事業（以下、「本事業」という。）の優先交渉権者を決定するに当たり、最も優れた提案を選定するための手順、方法、評価基準等を示したものであり、公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下、「プロポーザル参加者」という。）に交付する募集要項等と一体のものとして扱う。

### 1. 2 審査方法

本事業を実施する事業者は、専門的な知識やノウハウ（設計技術力、建設技術力等）を有することが不可欠である。このため、優先交渉権者の選定に当たっては、公平性、競争性及び透明性の確保に配慮したうえで、各プロポーザル参加者からの技術提案書の提案内容等（以下、「提案内容」という。）及び本事業の実施に係る対価（以下、「見積価格」という。）を総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

### 1. 3 審査委員会の設置

町は、提案内容の審査に関して、公平性、競争性及び透明性を確保したうえで、幅広い専門的見地からの意見を参考とするために、湯浅町斎場建替事業プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。なお、審査委員会は非公開とする。

### 1. 4 審査全体の流れ

審査全体の流れを図1に示す。

審査は二段階に分けて実施するものとし、プロポーザル参加希望者の資格、実績といった事業遂行能力を確認する「第一次審査」と、第一次審査を通過したプロポーザル参加者の提案内容を審査する「第二次審査」を実施する。

なお、第一次審査における審査は、第二次審査のための技術提案書を提出できる有資格者を選定するためのものであり、第一次審査の結果は第二次審査に影響しない。

第二次審査では、審査委員会が公平性、透明性及び客観性を確保したうえで、提案の定性的内容及び価格面を総合的に評価し、優先交渉権者及び次点優先交渉権者候補者（以下、「優先交渉権者等」という。）の候補を選定する。

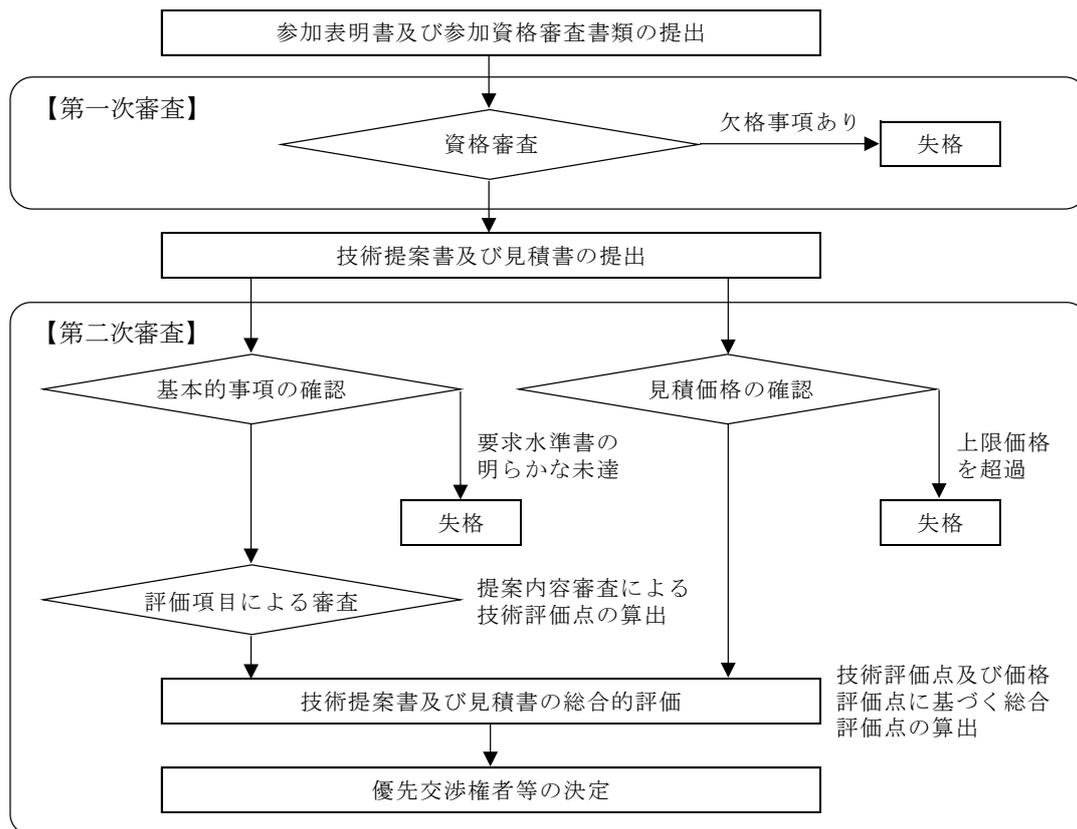


図1 審査全体の流れ

## 2 第一次審査の内容と方法【参加資格審査】

町は、プロポーザル参加希望者が、募集要項の「応募者の参加資格要件」に規定した事項を満たしているか否かについて、参加資格審査に関する提出書類に基づき審査する。資格不備の場合は失格とする。

## 3 第二次審査の内容と方法【技術提案書審査】

### 3.1 第二次審査の内容

#### 3.1.1 基本的事項の確認

町は、提案内容が要求水準書の内容を満たしているかどうかについて、技術提案書への記載事項を確認する。

提案内容が要求水準書を充足する妥当な方法・内容であると確認できる場合に、要求水準書を達成しているものとして判断し、要求水準書を充足していないと確認される場合には失格とする。

ただし、その内容が軽微で意図したものではなく、かつ、提案内容及び見積価格に大きな影響を及ぼすものでなく、かつ、当該内容のみにより失格とすることは却って公平性を欠くと認められる場合には、当該提案を行ったプロポーザル参加者に対してプロポーザル参加の希望を確認し、当該プロポーザル参加者が見積価格の変更を行わずに当該箇所について要求水準書を満たさせることを条件に、

当該プロポーザル参加者を失格としないことがある。

また、要求水準書を満たしているか否かについて、提案内容からは客観的に読み取れない場合には、別途、当該提案を行ったプロポーザル参加者に直接確認することがある。

### 3. 1. 2 見積価格の確認

町は、プロポーザル参加者が提示する見積価格が上限価格以下であることの確認を行う。

この条件を満たさない見積価格を提示したプロポーザル参加者は失格とする。なお、上限価格は次のとおりである。

上限価格 : 875,898,000 円（消費税を含む）

### 3. 2 提案内容の位置付け

公募型プロポーザル方式においては、提案内容が契約書の一部を構成するものとなるため、本事業の契約上の拘束力を有することに留意する。

#### 3. 2. 1 評価項目に基づく審査の取扱い

評価項目に基づく審査については、要求水準書以上の提案が具体的に行われている内容に対して評価を行う。原則として、優先交渉権者が提案した提案内容が、契約で定める業務水準となり、契約者は提案内容に拘束される。

しかし、町は、優先交渉権者との間で協議のうえ、諸事情を考慮し、優先交渉権者の提案内容のうち要求水準書以上の提案について、その一部または全部を契約で定める業務水準とはしないとの決定をすることができ、優先交渉権者は係る町の決定に拘束されることに留意すること。

#### 3. 2. 2 審査委員会の意見の取扱い

審査委員会においては、プロポーザル参加者からの提案内容に対して意見が出される場合がある。この場合、契約締結の段階で、審査委員会が提示した意見を踏まえて、提案内容を改善することが望ましいと町が判断し、優先交渉権者との間で合意した場合には、施工等の条件として加味する可能性があることに留意すること。

### 3. 3 技術提案書及び見積書の審査

#### 3. 3. 1 審査の基本方針

技術提案書に対する各審査項目と評価点については、町が本事業において期待する事項の重要性等を勘案して設定したことから「技術に関する項目」の評価の比重が高くなっている。なお、町は、本事業に対して民間の技術的能力を活用することで、公共サービス水準の向上とともに、財政負担の軽減を図ることを期待している。

#### 3. 3. 2 評価点の算定

プロポーザル参加者の提案見積価格により「価格評価点」を算出し、技術提案書に基づき審査委員会で審査した結果により「技術評価点」を算出する。なお、最終的な「総合評価点」は以下に示す加算

方式に基づいて求める。

審査項目（大項目別）	評価点（満点）
技術	70点
価格	30点
合計	100点

総合評価点 = 技術評価点（70点）+ 価格評価点（30点）

価格評価点 = （最低価格 / 提案見積価格） × 30点

### 3.3.3 評価基準等

審査委員会は、表1に示す点数化方法により、表2に示す技術提案項目等に基づき、提案内容において具体的かつ優れた提案がなされているかについて内容を審査する。

プロポーザル参加者から提出された技術提案書に疑義がある場合には、プロポーザル参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

表1 技術提案の点数化方法

区分	評価基準	点数化方法
A	当該評価項目において、要求水準書を十分に理解した具体的な提案であり、非常に大きな効果が期待できる。	配点×1.00
B	当該評価項目において、要求水準書を十分に理解した具体的な提案であり、大きな効果が期待できる。	配点×0.75
C	当該評価項目において、要求水準書を十分に理解した具体的な提案であり、一定の効果が期待できる。	配点×0.50
D	当該評価項目において、要求水準書を十分に理解した具体的な提案であり、一部効果が期待できる。	配点×0.25
E	当該評価項目において、要求水準書を理解した程度であり、提案内容の効果がそれほど期待できない。	配点×0.00

表2 技術評価項目

項目		配点	小計	計	
技術 評価	実施 計画	設計・施工一括発注方式である本事業の特性を踏まえ、各社の役割、責任分担を明確にする等、実施体制についての具体的な提案がなされているか。	4	7	70
		期限内に確実に施設を引き渡すことのできる工程上の工夫や配慮がなされているか。	3		
	全体 計画	有田市及び有田郡内の企業が構成企業に属しており、それによる効果や方策について具体的な提案となっているか。	4	15	
		有田市及び有田郡内での構成企業の施工実績について、十分なものとなっているか。	4		
		地元地域からの人材雇用や調達等の方策について、具体的で効果を期待できる提案となっているか。	4		
		災害対策における設備等の耐震対策、大規模災害時の運営継続方針等について、具体的かつ優れた提案となっているか。	3		
	配置及 び外構 計画	施設の意匠について、斎場としてふさわしく周囲の景観と調和した優れた提案となっているか。	3	11	
		霊柩車、会葬者、職員等の車両動線計画及び駐車場計画について、利用者の利便性に配慮した適切な提案となっているか。	5		
		会葬者に対する安全性について、具体的かつ優れた提案となっているか。	3		
	施設 計画	施設に対するユニバーサルデザインへの配慮は十分なものとなっているか。	3	11	
		地元地域の葬祭慣習を踏まえ、連続する葬送行為の流れを考慮したスムーズな会葬を実現するためのゾーニング計画及び動線計画について、具体的かつ優れた提案となっているか。	5		
		各諸室のしつらえが、地元の葬祭慣習に即した厳粛性及び快適性に配慮した空間となっているか。	3		
	火葬炉 計画	火葬炉運転の効率性及び安全性、また火葬時間及び収骨方法について、具体的かつ優れた提案となっているか。	3	10	
		火葬炉設備の排ガス、ダイオキシン類、悪臭及び騒音・振動等の環境対策に対して、具体的かつ優れた提案となっているか。	3		
異常・非常時において、安全性を確保したうえで迅速に火葬が継続できる方策について、具体的かつ優れた提案となっているか。		4			
施工計 画	工事施工中の騒音・振動、粉じん等の対策について、具体的かつ優れた提案となっているか。	3	7		
	工事期間中における現施設の利用者等への安全性の確保について、具体的かつ優れた提案となっているか。	4			
維持管 理計画	火葬炉設備の運転作業の容易性、情報管理システム等について、具体的かつ優れた提案となっているか。	3	9		
	保守点検やアフターサービスについて、具体的かつ優れた提案となっているか。	3			
	施設の長寿命化に対して、具体的かつ優れた提案となっているか。	3			
価格 評価	価格	30	30	30	
合計			100		

#### 4 優先交渉権者の決定

審査委員会は、プロポーザル参加者の技術提案内容及び見積価格における総合評価点に基づき、優先交渉権者等の候補を選定する。

なお、総合評価点の最高得点者・次点得点者が複数ある場合には、技術に関する評価点が高い者を選定するものとする。

#### 5 次点優先交渉権者候補者について

優先交渉権者の都合により契約を締結しない場合、又は参加資格要件を欠く事態が生じたことにより優先交渉権者との間で契約が締結できない場合には、町は、次点優先交渉権者候補者と契約交渉を行うものとする。

その場合、募集要項等における「優先交渉権者」に対する各規定は全て「次点優先交渉権者候補者」に読み替えて、各規定を適用する。